

兵庫県公報

平成27年6月24日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

●二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（規則第34号）

建築士法の一部改正に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 二級建築士又は木造建築士は、免許証に記載された事項等に変更があったときは、免許を受けた都道府県知事に対して免許証の書換え交付を申請することができることとされることに伴い、当該申請に係る添付書類を定める。
- 2 建築士事務所の登録に係る申請書の記載事項に、当該建築士事務所に所属する建築士の氏名等（以下「所属建築士氏名等」という。）が追加され、当該所属建築士氏名等に変更があった場合はその旨を届け出なければならないこととされることに伴い、建築士事務所の登録事項の変更の届出に係る届書の様式等を改める。

規 則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第34号

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（昭和39年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 前項各号に掲げる書類

第5条第3号を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

二級建築士又は木造建築士のする法第5条第3項の規定による免許証の書換え交付の申請は、免許証書換え交付申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）

(2) 申請前6月以内に撮影した写真

第17条及び第21条の表第17条の款法第23条の5第1項の項中「第23条の5第1項」の右に「又は第2項」を加える。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 (第17条関係)

変更届書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....^印
担当者氏名

.....
電話(.....).....番

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更がありましたので、建築士法第23条の5 {第1項
第2項}の規定により届け出ます。

建築士事務所	開設者の氏名又は名称	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日	
	登録番号	

変 更 事 項	事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	
	建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな		
	建築士事務所の所在地	〒	〒		
	開設者の氏名又は名称	ふりがな	ふりがな		
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1のとおり			
	管理建築士	ふりがな 氏名 登録番号 一級・二級・木造の別 登録を受けた都道府県名 (二級・木造の場合)	ふりがな 氏名 登録番号 一級・二級・木造の別 登録を受けた都道府県名 (二級・木造の場合)	管理建築士講習を修了した年月日 年 月 日 修了証番号 第 号	
	所属建築士	別添2のとおり			

(注意)

- 届出者欄は、開設者の氏名又は名称に変更があった場合には、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 建築士事務所欄は、変更前の事項を記入してください。
- 変更があった登録事項のみ変更事項欄に記入し、又は書類を添付してください。
- 変更事項のうち、所属建築士については変更があったときから3月以内に、その他の事項については変更があったときから2週間以内に届け出る必要があります。

別添1

法人の役員名簿

変 更 前		変 更 後			変 更 年 月 日
ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	役 名	生 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	

別紙有 無

(注意)

- 1 変更前及び変更後における全ての役員を記入してください。
- 2 役員を退任した者は、変更前欄及び変更年月日欄を記入してください。この場合においては、変更年月日欄に商業登記簿記載の退任年月日を記入してください。
- 3 新たに役員に就任した者は、変更後欄及び変更年月日欄を記入してください。この場合においては、変更年月日欄に商業登記簿記載の就任年月日を記入してください。
- 4 氏名又は役名に変更があった役員は、変更前欄、変更後欄及び変更年月日欄を記入してください。
- 5 氏名又は役名に変更がない役員は、変更前欄及び変更後欄を記入してください。
- 6 全ての役員についてこの書類に記入できない場合は、別紙有の口の中にレを付けた上で、この書類に記入できない部分を別紙に記入して添付してください。

別添2

所属建築士名簿

変更前						変更後						変 更 年 月 日
氏 名	一 級 建 築 士、二 級 建 築 士 又 は 木 造 建 築 士 の 別	登録番号	登録を受 けた都道 府県名(二 級建築士 又は木造 建築士の 場合)	構造設計 一級建築 士又は設 備設計一 級建築士 である場 合にあっては、その 旨	構造設計 一級建築 士証又は 設備設計 一級建築 士証の交 付番号	氏 名	一 級 建 築 士、二 級 建 築 士 又 は 木 造 建 築 士 の 別	登録番号	登録を受 けた都道 府県名(二 級建築士 又は木造 建築士の 場合)	構造設計 一級建築 士又は設 備設計一 級建築士 である場 合にあっては、その 旨	構造設計 一級建築 士証又は 設備設計 一級建築 士証の交 付番号	
計			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	人 人 人 人 人		計			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	人 人 人 人 人		別紙有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

- (注意)
- 1 変更前及び変更後における全ての所属建築士を記入してください。
 - 2 所属しなくなった建築士は、変更前欄及び変更年月日欄を記入してください。この場合においては、変更年月日欄に所属しなくなった年月日を記入してください。
 - 3 新たに所属した建築士は、変更後欄及び変更年月日欄を記入してください。この場合においては、変更年月日欄に所属した年月日を記入してください。
 - 4 登録事項に変更があった所属建築士は、変更前欄、変更後欄及び変更年月日欄を記入してください。
 - 5 登録事項に変更がない所属建築士は、変更前欄及び変更後欄を記入してください。
 - 6 全ての所属建築士についてこの書類に記入できない場合は、別紙有の口の中にレを付けた上で、この書類に記入できない部分を別紙に記入して添付してください。

附 則
この規則は、平成27年6月25日から施行する。